理・美容所の構造基準表

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **基　準　等** |
| 理・美容所の外部等との区分 | * 理・美容所は、隔壁等により、外部や住居等と完全に区別する。

（理条３・１､美条３・１） |
| 作業室の床面積と椅子の数 | **(理容所)*** 作業室の床面積は、理容椅子が２台以下の場合にあっては１３㎡以上とし、理容椅子が２台を超える場合にあっては、１３㎡に理容椅子が１台増すごとに４㎡を加えた面積以上とする。

（理条３・３）**(美容所)*** 作業室の床面積は、美容椅子（シャンプー椅子を除く。以下同じ。）が４台以下の場合にあっては１３㎡以上とし、美容椅子の合計が４台を超える場合にあっては、１３㎡に美容椅子が１台増すごとに３㎡を加えた面積以上とする。

（美条３・３）* + ここでいう床面積は、内法面積となります。
 |
| 天井の高さ | * 作業室及び待合所の天井の高さは、床面から２．１ｍ以上とする。（理条３・５､美条３・５）
 |
| 椅子等の間隔 | * 椅子等の間隔の基準は平成25年４月１日からなくなりました（大分市内のみ）。
 |
| 待合所 | * 固定されたついたて等で作業室と区画し、その床面積は２㎡以上とする。

（理条３・４､美条３・４）* + ここでいう床面積は、内法面積となります。
 |
| 床及び腰板 | * コンクリート、タイル、リノリュウム又は板等不浸透性材料を使用する。

（理規２６・１､美規２６・１） |
| 消毒設備 | * 定められた消毒方法を行える消毒設備を設ける。

（理法１２・２､美法１３・２） |
| 洗い場及び洗髪設備 | * 作業室に、手指、器具等の洗浄のための流水式の設備及び洗髪のための流水式の設備を設ける。

（理条３・８､美条３・８） |
| 採光及び照明 | * 作業面の照度を１００ルクス以上とする。

（理規２７・１､美規２７・１） |
| 換気 | * 理・美容所内の空気１L中の炭酸ガスの量を5cm３以下に保つ。（理規２７・２､美規２７・２）
* 理・美容所には、その規模に応じた性能を有する換気装置を設ける。

（理条３・７､美条３・７）* 一般的な換気基準としては、排気扇の羽根の直径を１５ｃｍ以上とし、換気効率を考慮し、所内で排気扇の対角位置に自然給気口を設けるものとする(大規模な理容所・美容所及び燃焼器具(排ガスを屋内に排出するもの)を設置する理容所・美容所を除く)。
 |
| その他 | * 理・美容所は、防虫設備及び防そ設備を設ける。

（理条３・６､美条３・６）* 客の利用しやすい場所に便所がある。理・美容所に便所を設ける場合には、常に清潔に保つ。

（理条３・９､美条３・９）* 器具及び作業衣等を消毒済みのものと未消毒のものとに区別して収納できる容器を備える。

（理条３・１０､美条３・１０）* ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備える。

（理規２６.３､美規２６.３） |

* （　　）の中に根拠となる法令等を示しています。理法は、理容師法、美法は美容師法、理規は、理容師法施行規則、美規は、美容師法施行規則、理条は、大分市理容師法施行条例、美条は、大分市美容師法施行条例を表します。